

## 第35回入善町農業委員会議事録

令和5年6月5日午後1時30分から第35回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名          委員現在数 16名          欠員 2名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
5番 森下 吉光	6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志
9番 小林 真一郎	10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	13番 永山 美和
14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	18番 長原 均

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	長 島 努
入善町農業委員会 係 長	清 水 弘 美
入善町農業委員会 主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会 主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第126号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第127号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第128号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第129号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

皆さんお疲れ様です。先月26日に、農林水産省の方がキャラバンで富山県を回られ、今までの生産調整についてどう思われるか、これからの農業をどうすればいいかという話をしていました。その中で一番印象強かったのは、生産調整、転作というものが始まってからは常に、作らせない農政であったということです。そこを転換し、どうやって作ってもらうか話をしたいということでした。作らせないから作ってもらう農政へ、というのが非常に印象に残り、水田を水田として利用するためにはどのようなやり方をすべきか、農業者が考えていく時代に来ているのかなと思いました。

それから、5月30日に全国農業委員会会長大会が東京の方で行われまして、ここでも政府に対し、人と農地をどう守っていくかと、それに絡めて食糧安保がどうあるべきかの要望書を立てて、採択してきたところです。全国的な畑地化の問題などを農業委員で見ながら、優良農地を残して生産性を上げるという点に注視した活動をしていくということでした。

県内には15の委員会があり、そのうち11の委員会が改選の年です。その中で、5市町の委員会長が変わるということで、今進めている地域計画や地図の素案作りなど、これから農業委員会の役割が非常に大きくなっていくということを、大会の中で話してきました。あと2回総会がありますが、その時間の限り、しっかり皆さんと農業委員としてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。5番森下吉光委員と7番島瀬委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第126号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第126号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町今江〇〇ほか1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は1,240㎡です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。

譲渡人は、富山市高島〇〇の〇〇さん、譲受人は、朝日町藤塚〇〇の〇〇さんです。

許可要件の確認ですが、農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できること、農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること、譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、長原委員にいただいております。

続きまして申請番号2番、農地の所在地は、入善町墓ノ木〇〇ほか1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は329.68㎡です。

譲渡人は、入善町青島〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町墓ノ木〇〇の〇〇さんです。

許可要件の確認ですが、農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できること、農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること、譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、坪野委員にいただいております。

以上2件です、よろしく申し上げます。

議長(米山 義隆)

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長原委員

ただいま事務局が言われた通りであります。5月8日に申請人が来られまして、現場も見たところ問題は無いと思い、確認印を押しました。

坪野委員

事務局の説明通りであります。本人はもう農業ができないということで、2人は親戚関係なのですが、譲受人にもらってほしいという話になったということです。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。議案第126号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第127号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをご覧ください。議案第127号「農地法第4条の規定による意見進達について」、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番、申請者は富山市田畑〇〇の〇〇さん、申請地は入善町青木新〇〇。台帳地目は畑、面積は91㎡で、転用目的は一般住宅敷地の拡張です。

申請地位置図は4ページの上段になります。申請者は小摺戸地区に生まれ育ち、現在は富山市に住んでいます。令和4年に父が亡くなり、現在は空き家ですが、月2回ほど通い、住宅及び納屋の管理と同時に、申請地を庭として使用し管理を行っています。令和4年4月に相続手続きをしたところ、納屋の敷地の一部が農地であることがわかったことから、今回是正のために転用申請するものです。

申請地は91㎡で、住宅用629.73㎡に一部拡張して納屋を建築済。雨水は自然透過です。

申請地につきましては、第1種農地であります。転用目的が「一般住宅敷地拡張」であり、許可基準である既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るの項目に該当するため、認められることから、農地の区分と転用目的には問題ありません。

また、申請地は昭和47年2月25日に除外済であり、本案件は許可すべきものと考えます。農業委員の意見書は小林委員に頂いております。

続きまして議案書の3ページ、申請番号2番、申請者は入善町桐山〇〇の〇〇さん、申請地は入善町桐山字広見〇〇。台帳地目は田、面積は34㎡で、転用目的は一般住宅敷地（庭地）です。

申請地位置図は4ページ下段になります。申請地は、もともと田だったところに、昭和54年に町道桐

山団地西線ができたために分筆し、面積が34㎡と小さくなり、田として使用ができなくなったため、近隣にある自宅の庭として使用しておりました。平成28年に相続手続きを行ったところ、地目が田のままになっていることが判明しましたが、どうしたらよいかわからずにおりました。

申請地は、現在も近隣にある自宅の庭の一部として、花を植えたり除草したり管理しつつ使用しているため、是正のために転用申請するものです。

申請地につきましては、都市計画法に規定する用途地域内であり、農地区分は第3種農地で、立地基準では、第3種農地の転用は原則許可であることから、問題ないと考えます。

また、申請地は用途地域内にあるため、農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されております。

転用目的が「一般住宅敷地（庭地）」で、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの、集落接続の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題はないと考えます。農業委員の意見書は吉原委員にいただいております。

以上2件です。よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

小林委員

5月15日に、行政書士さんが申請書を持って来られまして、翌日に現場確認をしました。地目が畑地ということで、たまねぎや花を作っておられ、一部農舎が畑にかかっていたということです。畑を宅地としても使っていたということですが、非常に小規模な農地ですし、自己管理地でもあるということで、地域農業に大きな影響はなく妥当ということで確認したところであります。以上です。

吉原委員

私のところには行政書士さんが来られまして、申請地は地図で見られたとおり、警察署から街へ向かってくる通りの角にあります。田という解釈ができない状態でありまして、事務局の説明の通りで問題ありませんでしたので確認印を押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。では、議案第127号「農地法第4条の規定による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第127号「農地法第4条の規定による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第5、議案第128号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第6、議案第129号、

農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

#### 事務局

議案第128号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。令和5年6月5日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。今回は、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第129号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」を併せて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和5年6月5日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用集積等促進計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。

今回は、新規は1件、1筆、1,037㎡、再設定は1件、1筆、872㎡です。なお、新規で契約した農地は農地中間管理機構の事業を活用後、耕作者に貸付け予定です。

以上、よろしく申し上げます。

#### 議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

#### 田中委員

この議案第129号の〇〇さんの件について、もう少し詳しく説明してもらえますか。

#### 事務局

〇〇さんの農地については、皆様にも見ていただいたダイナムの横の耕作放棄地だった場所になるのですが、所有者さんに上の木の部分を取っていただいた状態で今残っています。その上で1年間、農地中間管理機構で管理をして、草刈りなどを他に委託してもらって土を良い状態にしてから、また配分するという形を取ります。今年機構に貸し付けてから、草刈りなどに入っていくので、来年から耕作者さんにやっていただく予定です。

#### 議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

#### 議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第128号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第129号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

#### 議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

#### 議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。ないので、それでは事務局から何かありますか。

事務局

次回の総会の後で、懇親会の開催を予定しております。改めて文書でご案内させていただきますので、ぜひご出席をお願いいたします。事務局からは以上です。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はありませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第35回入善町農業委員会を閉会いたします。

今回は、令和5年7月5日水曜日、午後4時から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後1時55分）